

2012年6月22日

株 主 各 位

東京都品川区南大井六丁目25番3号

株式会社 **ハーモニック・ドライブ・システムズ**

代表取締役会長 伊 藤 光 昌

2011年度定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社2011年度定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項

1. 2011年度（自2011年4月1日 至2012年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 2011年度（自2011年4月1日 至2012年3月31日）計算書類の内容報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は原案どおりに承認可決され、剰余金の配当は1株につき10円と決定いたしました。

なお、2011年12月12日に中間配当金として1株につき14円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき24円となります。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は原案どおりに承認可決されました。

変更の要点は次のとおりであります。

当社は、全国証券取引所が2007年11月17日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に則り、2011年4月1日付をもって1株を300株に分割するとともに、単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたしました。

この単元株制度導入に伴い、単元未満株主の権利を明確化する観点から単元未満株式についての権利に関する規定を新設し、併せて単元未満株主が容易に単元株式を所有することができるよう会社法第194条に定める単元未満株主の売渡請求権に係る規定を設けました。

第3号議案

取締役7名選任の件

本件は原案どおりに承認可決され、伊藤光昌氏、涌本晴雄氏、幾田哲雄氏、清澤芳秀氏、伊藤良昌氏、吉田治彦氏、酒井進児氏の7名が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役4名選任の件

本件は原案どおりに承認可決され、木場靖夫氏、大島秀文氏、川喜田 淳氏、尾身淳二氏の4名が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 役員賞与支給の件

本件は原案どおりに承認可決され、当期末時の取締役7名(うち社外取締役3名)に対し総額8,500万円(取締役分7,600万円、社外取締役分900万円)、当期末時の監査役3名に対し総額500万円の役員賞与を支給することに決定いたしました。

以上

本定時株主総会終了後開催の取締役会において、代表取締役及び役付取締役の選定が行われ、以下のとおり就任いたしました。

代表取締役会長	伊 藤 光 昌
代表取締役社長	涌 本 哲 雄
取 締 役	幾 田 哲 秀
取 締 役	清 澤 芳 秀
取 締 役	伊 藤 良 昌
取 締 役	吉 田 治 彦
取 締 役	酒 井 進 児

(注) 伊藤良昌氏、吉田治彦氏及び酒井進児氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

また、本株主総会終了後に開催された監査役会において、常勤の監査役の選定が行われ、以下のとおり就任いたしました。

常 勤 監 査 役	木 場 靖 夫
常 勤 監 査 役	川喜田 淳 (新任)
監 査 役	大 島 秀 文
監 査 役	尾 身 淳 二 (新任)

(注) 木場靖夫氏、大島秀文氏、尾身淳二氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

剰余金の配当(期末配当金)のお支払いについて

2011年度の剰余金の配当(期末配当金)は、同封の「2011年度期末配当金領収証」により、最寄りのゆうちょ銀行本支店及び出張所ならびに郵便局において、払渡期間(2012年6月25日から2012年7月25日まで)内にお受け取り下さい。なお、配当金領収証にも「配当金計算書」を同封いたしております。

また、銀行振込をご指定の方には、「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

租税特別措置法の改正により、平成21年1月からお支払する配当金については、株主様に支払配当金額や源泉徴収税額等を記載した支払通知書を通知することとなっております。つきましては、支払通知書の法定要件を満たした配当金計算書を同封しておりますので、平成25年の確定申告の添付書類としてご使用ください。

なお、配当金を株式数比例配分方式によりお受け取りの場合、平成22年1月のお支払分より源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われておりますので、平成25年の確定申告の添付書類としてご使用いただける支払通知書につきましては、お取引の証券会社等へご確認ください。